

明和町開発技術基準

明和町

(令和3年4月改訂)

第 1 章	道 路	P 1 ~ P 5
第 2 章	上 水 道	P 6 ~ P 7
第 3 章	下 水 道	P 8 ~ P 10
第 4 章	排 水 施 設	P 11 ~ P 13
第 5 章	消 防 施 設	P 14 ~ P 15
第 6 章	交 通 安 全	P 16
第 7 章	防 災	P 17
第 8 章	公 園 ・ 緑 地 ・ 広 場	P 18 ~ P 24
第 9 章	放 流 水 質 ・ 保 全	P 25
第 10 章	ご み 集 積 施 設	P 26
第 11 章	自 治 会 施 設	P 27
第 12 章	埋 蔵 文 化 財	P 28

第 1 章 道 路

道路技術基準

(開発区域内道路の最小幅員)

1. 主に自己居住用に供する住宅の建築に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、住宅の敷地又は住宅以外の建築物若しくは第一種特定工作物、第二種特定工作物の敷地でのその規模が 1,000 m²未満のものは道路幅員 6 m 以上、その他のものにあつては道路幅員 9 m 以上とする。

(歩道と車道の分離規定)

2. 開発区域内道路幅員 9 m 以上の道路は、歩車道が分離されていること。

取付道路

(区域外道路への取付)

1. 開発区域内の主要な道路は開発区域外の道路幅員 6 m 以上の道路に接続していること。また、開発により大型車の頻繁な交通が予想される場合は歩行者の安全確保をする意味で歩車道分離が確保される最低道路幅員の 9 m 以上の道路に接続していること。
ただし、周辺にすでに建築物が立ち並んでいるなど、道路整備が著しく困難である場合は 5 m 以上の道路幅員が確保されていること。
2. 道路の平面交差及び接続については下記の事項を考慮し道路計画をすること。
 - 1) 平面交差枝数は、4 以上交差してはならない。
 - 2) 交差角はお互いに交差する交通流は直角または、それに近い角度で交差させなければならない。
特にやむを得ない場合は 60° 以上とする。
 - 3) 交差点間隔は 20m 以上とること。
 - 4) 著しい屈曲部には、道路を接続してはならない。
 - 5) 主要な道路とその他の道路を接続させる場合は、主要な道路の縦断勾配を変化させてはならない。
3. 開発区域と既設道路と接している宅地については、その既設道路の利用がある場合は 6.0m の幅員を要する。既設道路に接しているが、開発道路にも接している場合は 4 m 以上の有効幅員を確保すること。
 - 1) 道路幅員を確保するため既存道路に、凸部、狭窄部、屈曲部等を設置してはならない。
4. 既存道路に接している場合で既存道路を利用する場合は道路幅員 6 m 以上の道路の確保をすること。

(待避所)

1. 待避所相互間の距離は 300m 以内とする。
2. 待避所相互間から道路の大部分が見とおすことができること。
3. 待避所の長さは 20m 以上とし、予定建築物等の用途により協議するものとする。

(設計構造)

1. 道路の構造については、原則としてこの基準に定めるもののほか道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）の基準に定めること。
2. 上記の道路幅員を確保するため、道路敷に電柱を埋設しない。
3. 道路の幅員が、9.0m以上のものについては歩車道を分離し、歩道縁石、柵等の工作物によって車道から分離されていること。
4. 道路は、雨水を有効に排水するために必要な側溝、街渠、その他適当な施設等が設けられていること。

(道路の取付縦断)

1. 平面線形、縦断線形は道路構造令に準拠すること。

(縦断、横断勾配)

1. 道路の縦断勾配は 9%以下を原則とし、縦断勾配が変化する箇所には縦断曲線を設ける。なお、9%を超えるときは協議のうえ決定する。また、横断勾配は基本両側勾配で 1.5%~2.0%とすること。

(乗入口)

1. 歩道に自動車乗入口を設置することについては、歩行者及び自転車通行者の安全を確保するため極力制御することとし、以下の個所については、原則設置しないものとする。
 - 1) 横断歩道の前後 5 m以内の部分
 - 2) 交差点の曲がり角から 5 m以内の部分
 - 3) 踏切前後 5 m以内
 - 4) 橋前後 5 m以内
 - 5) その他道路交通、歩行者及び自転車通行者に支障を与える恐れがあるところ。
2. 乗入口の設置個所数は基本的には 1 施設 1 ヶ所とする。
ただし、自動車の乗入れが多い箇所、又はその他やむを得ないと認める箇所はこの限りではない。

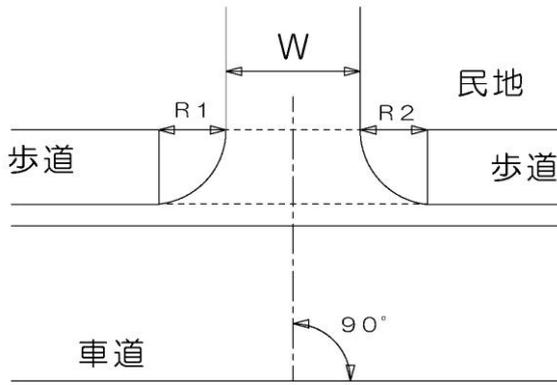
ただし書の設置数

間口 (L)	設置数
30m未満	1ヶ所
30m~50m	2ヶ所以内
50m~100m	3ヶ所以内
100m以上	4ヶ所以内

※乗入口相互の間隔は 5 m以上とする。

乗入口の設置幅

主な乗入車両	農作業用車両	乗用車、小型貨物自動車	普通貨物自動車 (6.5 t 積以下)	大型・中型貨物自動車 (6.5 t 積)	特殊車両	備考
W	4.0m 以内	6.0m 以内	8.0m 以内	12.0m 以内	出入りする車両が特殊車両であり、定常的であると認められる場合に限る。	進入角度 90°
R 1	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m		
R 2	1.0m	1.0m	1.0m	1.0m		



(交差)

1. 道路の交差による交差角は直角に近い角度とし、交差部分に設ける隅切りの長さは次の表によること。

※ 隅切長は車道側とする。

幅員	4 m	5 m	6 m	8 m	10m	12m以上
12m以上	3	5	5	5	5	5
	4	6	6	6	6	8
	2	4	4	4	4	5
10m以上	3	5	5	5	5	
	4	6	6	6	6	
	2	4	4	4	4	
8 m以上	3	5	5	5		
	4	6	6	6		
	2	4	4	4		
6 m以上	3	5	5			
	4	6	6			
	2	4	4			
5 m以上	3	5				
	4	6				
	2	4				
4 m以上	3					
	4					
	2					

(単位 : m)

上段 交差角 90° 前後

中段 交差角 60° 以上

下段 交差角 120° 以上

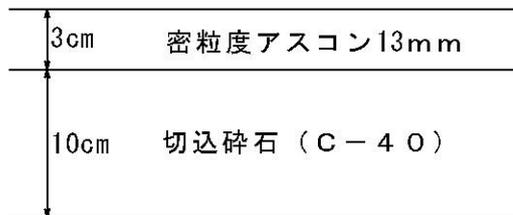
舗 装

(アスファルトコンクリート舗装)

1. 道路の舗装はアスファルト舗装とし、「アスファルト舗装要綱」((社)日本道路協会)により決定するものとする。
2. 交通量区分は、原則として幹線道路はN 5、補助幹線道路はN 4、交通区画街路はN 3交通とする。
3. 勾配の著しく大きい道路については、すべり止め舗装等安全上必要な措置を講ずること。
4. 舗装断面の決定にあつては土質試験結果及び設計、品質、施行計画等の資料を提出し、事前に協議するものとする。
5. 施行に当っては、各工程(路床、路盤)完了ごとに検査を受け、合格の後次の工程に着手すること。

(歩道舗装)

1. 歩道舗装の構造は次の図を標準とする。



道路の引継

(境界)

1. 道路と民地との境界を明確にするため、境界線の各折点、または必要箇所には本町の規格する境界杭を設置すること。

(道路台帳)

1. 工事完了後、道路台帳を提出すること。また、作成にあつては担当課と打合せること。

占 用

(道路占用)

1. 道路の占用物件の位置は事前に道路管理者と十分協議すること。

防護柵

(防護柵)

1. 防護柵は「防護柵設置要綱」((社)日本道路協会)によるほか、道路が、海、川、池、沼、水路等に接近している区間で必要と認められる区間、また曲線半径がおおむね 300m以下の道路及びS型の曲線区間及び路側高さが2 m以上の区間。

道路排水施設

(設置場所)

1. 排水施設は道路、その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。

(道路側溝)

1. 道路には雨水を有効に排水するために必要な断面、及び強度を有する側溝または街渠を設けなければならない。なお、道路横断勾配に応じ道路両側に設置すること。但し国土交通省制定「土木構造物標準設計」による適当な構造とする。

(柵蓋、側溝蓋)

1. 車道に設置する溝蓋は強度のあるものであること。すべて重荷重用のものを使用すること。但し道路横断溝の蓋はT-25 のボルト締で固定できる滑り止めタイプのグレーチングを使用すること。なお、側溝には10mごとに鋼製又はダクティル製のグレーチングを使用すること。
2. 歩道に設置する溝蓋は軽荷重用を使用し、グレーチングはT-2をすること。なお、側溝・柵類について設置する場所の必要に応じ滑り止めの細めタイプを使用すること。

道路付帯施設

(防護柵)

1. 防護柵の設置区間、種別、性能等については、「防護柵の設置基準・同解説」((社)日本道路協会)によるほか、その都度協議して定めるものとする。

(道路照明施設)

1. 照明施設を設置するさいの照度、設置位置等については、「道路照明施設設置基準・同解説」((社)日本道路協会)によるほか、その都度協議して定めるものとする。

(視線誘導標)

1. 視線誘導標の構造、形状寸法、設置方法等については、「視線誘導標設置基準・同解説」((社)日本道路協会)によるほか、その都度協議して定めるものとする

(区画線)

1. 区画線については、「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」(内閣府・国土交通省令第三号)によるほか、その都度協議して定めるものとする。

その他

(隣接する公共用地について)

1. 雨水勾配を明示し、開発により状況を変える場合、対策をすること。
2. 明和町公共物管理条例第3条「みだりに、公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為」には、条例に基づき許可を得ること。

第 2 章 上 水 道

(配水管)

1. 配水管に対する給水管の接続可能個数については下記の算定表を標準とし、上下水道課との協議により決定する。

個数算定表

(個)

		本 管 口 径				
口 径		φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75
給 水 管 口 径	φ 13	3.0	5.0	12.0	22.0	49.0
	φ 20	1.0	2.0	5.0	9.0	21.0
	φ 25	1.0	1.0	3.0	6.0	13.0
	φ 30		1.0	2.0	4.0	9.0
	φ 40			1.0	1.0	4.0
	φ 50				1.0	2.0
	φ 75					1.0

2. 埋設基準については、道路関係法令に準ずる。
3. その他については、水道施設設計指針・解説、水道維持管理指針の基準に準ずること。

(給水管)

1. 給水管の口径についても上記の口径算定表を基準とする。
2. 3階部分の水圧確保については、既設配水管の水圧等を考慮し、直圧方式か受水方式か決定すること。
3. その他については、水道施設設計指針・解説、水道維持管理指針の基準に準ずること。

(使用材料)

1. 使用材料は下記のとおりとする。

水道本管	H I V P (硬質塩化ビニール管) 13mm から 30mm はプレーンエンド、40mm 以上はゴムリング、50 mm 以上は配水用ポリエチレン管 (H P P E) ・ダクタイル鋳鉄管を基本とするが、事前に協議を行うこと。
給水管	ポリエチレン管 1 種 (二層管) を使用し、口径は φ 20 mm 以上とする。 ポリエチレン管継手 (ユニオンソケット) ・ロング曲管 60° もしくはロング曲管 90° とする。
仕切弁	13mm から 40mm までは、埋設用仕切弁 (青銅製)、50mm 以上はソフトシール仕切弁 (左開き)
空気弁	単口急排 25mm。
消火栓	地下式単口消火栓、リフト式、内外面粉体塗装。P E 挿し口付鋳鉄製 T 字管 (U 字型側溝蓋を置く)

補修弁	レバー式、面間距離 10cm。
弁ボックス	消火栓、空気弁丸型、レジンコンクリート製ボックス、植平コンクリート・草竹コンクリート。「明和町」文字入り。
サドル分水栓	エポキシ粉体塗装、ボール式とする。 (ダクタイル鋳鉄管の場合はメタルスリーブを使用する。)
不断水分岐継手 止水栓	分岐口径 75mm 以上。 ボール副栓付伸縮止水栓。 メーター口径 13mm の場合は 20mm×13mm (φ13mm の止水栓、量水器ボックスは使用しない)
メーターボックス	沈下防止型 (底板付)・蓋は FRP (同等品以上)・底付・土留板・ライナー共
管明示テープ	「上水道」、「西暦年号」明示。
埋設用標識シート	セフティライン (水道用) W折りたたみ幅 150 mm
識別マーカー	MK-1W (曲がり部・分岐部・給水取出口等)
その他	特別な材料についてはその都度協議します。

上記以外の特特殊材料については協議により決定する。

第 3 章 下 水 道

(施設計画等)

1. 計画区域内の汚水が完全に排除されること。
2. 下水道施設は自然流下を原則とする。
3. 排除方式は分流式とする。
4. 施設を設置しようとするときは、必要な書類及び図面を添え担当課と事前に協議すること。
(別途、「開発行為に伴う公共下水道物件設置について」を参考とする。)

5. 管路

- 1) 汚水管渠は、下水道法及び関係法令に定めるもののほか、下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)に準拠して計画すること。
- 2) 管渠の断面決定

流量計算 マニング公式

$$Q = A \times V$$

$$V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

Q : 流 量 (m³/s)

A : 流水断面積 (m²)

I : 勾 配

V : 流 速 (m/s)

R : 径深A/P (m)

P : 潤辺長 (m)

n : 粗度係数 (塩ビ管 0.010)

余裕断面

汚水管渠の場合は一般に余裕として、計画時間最大汚水量に対し、小口径管渠(φ150~600mm)では、100%以上を見込むこと。

3) 計画汚水量

ha 当り汚水量 (明和处理区)

時間最大汚水量 (m ³ /日)	面積 (ha)	ha 当り汚水量 (m ³ /sec・ha)
2,419.9	181.26	0.000154

	日平均汚水量 (m ³ /日)	日最大汚水量 (m ³ /日)	時間最大汚水量 (m ³ /日)
生活污水量	807.8	1,077.1	1,615.7
営業汚水量	178.4	239.0	356.8
工場汚水量	124.4	124.4	248.8
地下水量	198.6	198.6	198.6
計	1,309.2	1,639.1	2,419.9

汚水量原単位 (m³/sec・ha) = (全体汚水量/処理面積) × 1/86,400

汚水量原単位 (m³/sec・ha) = (全体汚水量/処理面積) × 1/86,400

汚水量原単位 (m³/sec・ha) = 0.000371m³/sec・ha

※ 現在の下水道区域は、上記明和处理区の ha 当り汚水量を参照することになるが、今後、処理区単位での ha 当り汚水量については、下水道担当課と事前に協議をすること。

4) 流速及び勾配

流 速

污水管渠にあつたては、計画下水量に対し、流速 0.6m/sec 以上、最大 3.0m/sec 以下とする。

勾 配

污水管渠の最小流速 0.6m/sec を満足する最小勾配とする。

5) 最小管径

管 種

管種については経済性を考慮し、下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）を使用する。

最小管径

管径 150mm のものを使用すること。

6) 平面計画及び縦断計画

平面計画

他の地下埋設への影響を避けた位置の選定を基本とする。

縦断計画

他の地下埋設物との離隔を考慮し決定する。

既設下流污水管底高を考慮し、新設污水管底高を計画する。

最小土被りは、町道は原則として $d = 1.00\text{m}$ とする。

※ 平面計画及び縦断計画は、担当課と協議し決定すること。

7) 管渠の接合及び継ぎ手

管渠の接合

管渠の接合方法は、原則として管頂接合とする。ただし急傾斜地においては原則として地表勾配に応じ、段差接合又は階段接合とする。

継ぎ手

管渠と管渠の継ぎ手又は、管とマンホールの継ぎ手は水密性及び可とう性の継ぎ手を用いる。

6. 基礎工

1) 基礎工は、管体の補強及び沈下を防止することが目的であり、その構造は、使用する管渠の種類、土質、地耐力、施工方法、荷重条件、埋設条件により決定する。

使用する管種が硬質塩化ビニル管であり、可とう性管渠であることと、特に考慮すべき軟弱土でなければ、自由支承の砂基礎工（施工支承角 360° ）とする。

7. マンホール

1) マンホールの種類

1	1号 マンホール	内径 90 cm 円形	管の起点及び 600 mm 以下の管の中間点、並びに内径 450 mm までの管の会合点に設置する。
2	楕円 マンホール	内のり 90 cm × 60 cm 楕円形	道路幅員、地下埋設物等により 1 号マンホールが設置できない場合に採用する。
3	ビッコクリート製 マンホール	内径 30 cm 円形	1 号、楕円マンホールが設置できない場合に採用する。大型車両の通行がある場合に適用する。
4	塩ビ製小口径 マンホール	内径 30 cm 円形	1 号、楕円マンホールが設置できない場合に採用する。大型車両の通行がない場合に適用する。

- ①塩ビ製小口径マンホール及びレジンコンクリート製マンホールは、連続して設置すると管理がしにくい場合があるので、上・下流のどちらかは1号又は楕円マンホールを採用する。
- ②やむを得ず連続して設置する場合は30mを最大間隔とする。
- ③マンホールステップは2cm、レジンコンクリート製マンホールは1cm、塩ビ製小口径マンホールの場合には、ステップなしとする。
- ④上下流の管底高の差が0.6m以上の場合は、副管を設置すること。
- ⑤人孔深2.0m以上の物については、転落防止装置を設置すること。

2) マンホール蓋及び荷重

マンホール鉄蓋は、明和町型グラウンドマンホール性能規定書に基づくこと。
荷重は道路管理者との協議により決定する。

※ 人孔種別配置については、担当課と協議し決定すること。

8. 取付け管及び柵

1) 公共柵

公共柵は、硬質塩化ビニル製φ200を使用すること。

公共柵深は、標準を80cmとするが、宅内排水設備を考慮した深さとする。
宅地内排水設備は、担当課と事前に協議すること。

2) 取付管

取付管は、硬質塩化ビニル管φ100を使用すること。

取付管勾配は1.0%以上とし、位置は本管中心線から上方に取付ける。

支管は水密性、可とう性のあるものを使用すること。

(除外施設の設置に関する基準)

1. 水質の技術上の基準は、下水道法施行令第9条の規定を準用する。

第 4 章 排水施設

(設置場所)

1. 排水施設は道路、その他排水施設の維持管理上支障のない場所に設置すること。

(道路側溝)

1. 道路には雨水を有効に排水するために必要な断面、及び強度を有する側溝または街渠を設けなければならない。但し国土交通省制定「土木構造物標準設計」による適当な構造とする。

(柵蓋、側溝蓋)

1. 車道に設置する溝蓋は強度のあるものであること。すべて重荷重用のものを使用すること。但し道路横断溝の蓋はT-25 のボルト締で固定できる滑り止めタイプのグレーチングを使用すること。なお、側溝には10mごとに鋼製又はダクタイル製のグレーチングを使用すること。
2. 歩道に設置する溝蓋は軽荷重用を使用し、グレーチングはT-2をすること。なお、側溝・柵類について設置する場所の必要に応じ滑り止めの細めタイプを使用すること。

(区域外排水施設)

1. 排水施設は放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して、雨水及び汚水を有効かつ適切に災害等を生じないように排出できる開発区域外の排水施設に接続させること。なお、区域外排水施設に放流することが不相当と町長が認めたときは、その施設の整備を排水可能な地点まで事業者の負担で行うことにより放流することができる。

(排水)

1. 開発区域内の雨水と汚水は原則として分流式によって排水し、かつ雨水以外の下水は暗渠によって排出させること。

(排水施設の流速及び勾配)

1. 流速は、下流ほど漸増させ最小 1.0m/s・最大 3.5m/s の範囲内で定めるものとする。なお、河床に防護工を施行した場合にあっては、4.0m/s とすることができる。
2. 勾配は、下流にいくほど漸増させるものとする。なお、流速が 3.5m/s を超える場合は適時落差工を設けて底床部を断状とし、流速を減少させること。
3. 排水溝（道路側溝を含む）は、流速勾配を 0.3%以上となるよう底床部勾配を定めること。

(計画雨量の算定)

1. 計画雨水量の算出は次の式をもちいること。

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q = 計画雨水量 (m³/sec)

C = 流出係数

I = 降雨強度 (mm/hr)

A = 流域面積 (ha)

開発後の流出係数

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋根	0.90	間地	0.20
道路	0.85	芝、樹木の多い公園	0.15
その他の不透面	0.80	勾配の緩い山地	0.30
水面	1.00	勾配の急な山地	0.50

※ 面積割合より総括流出係数を求めること。

※ 降雨強度は次式による。

$$I_{10} = 576.77 / (t^{0.492} + 0.790)$$

t = 降雨継続時間 (min)

$$t = (L / (60 * V)) + t_1$$

L = 水路延長 (m)

V = 仮定流速 (m/sec)

t₁ = 流入時間 (min)

平均流入時間：7分

※ 排水計画断面の決定

2. 開発及び暗渠の流量の計算は次の式によること。

マンニング公式

$$Q = A * V$$

$$V = 1 / N * R^{2/3} * I^{1/2}$$

Q = 流量 (m³ / sec)

A = 流水の断面 (m²)

V = 流速 (m/sec)

N = 粗度係数 (0.015)

R = 径深 (A/P)

P = 流水の潤辺長 (m)

I = 勾配 (%)

(構造)

1. 排水施設はコンクリート、鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限にする構造であること。

(柵、マンホールの設置)

1. 排水施設の次に掲げる箇所には、柵、またはマンホールを設けなければならない。

1) 公共の用に供する管渠の始まる箇所

2) 流路の方向、勾配または断面が変化する箇所

3) 管渠の長さがその内径、または法幅の120倍を超えない範囲において管渠の維持管理上必要な箇所

(柵、マンホールの構造)

1. 柵、またはマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき柵にあつては深さが15cm以上の泥溜が、その他の柵またはマンホールにあつては、その接続する管渠の内径または内法幅に応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

(調整池、沈砂池)

1. 調整池、沈砂池については次号に適合していなければならない。
 - 1) 開発区域内より排出される雨水、汚水は有効かつ適切な排水能力をもった施設により排出し、放流先の排水路、河川等の支障のないように放流しなければならない。但し調整施設はゲート等による排水とし、ポンプ排水は原則として設置してはならない。
 - 2) 調整池の容量は、下流の状況から許容放流量を決定し、流出ピーク時における超過流出量を充分貯溜しうるものであること。
 - 3) 調整池の周壁は、コンクリート擁壁、石積等により、法面は張石、芝張り等により保護すること。
 - 4) 開発区域及びその周辺の地形の状況から開発行為を行うことにより相当量の土砂の流出が予測される場合は、下流域に対する被害を防止するため、流出土砂量に対応する沈砂池を設置しなければならない。

(その他の施設)

1. 宅地内の雨水が隣地へ流出しないよう側溝の設置など適切な施設を設けること。

農業用排水施設

(排水)

1. 開発区域内の排水が農業用排水へ流入する場合は別途協議すること。

第 5 章 消防施設

(消火用水量による施設基準)

1. 消防水利については、明和消防署と協議すること。

(基準)

1. 消防水利は、消防法（昭和 23 年 7 月法律第 186 号）第 20 条に規定する「消防水利の基準」により開発区域の規模及び地形、並びに予定されている建築物の用途を考慮して災害の防止上適正に配置するものとする。

(水利)

1. 消防水利は原則として防火水槽及び消火栓とする。但し将来にわたり常時支障なく使用できるプール、遊水池等があり維持管理に十分な安全性が確保される場合は、消防法第 21 条に規定する水利とみなす。

(消防水利の位置)

1. 消防水利の位置は、次の各号によるものとする。
 - 1) 防火水槽の位置は、消防活動が容易にできる位置であること。
 - 2) 消火栓の位置は、歩車道の区別のある道路では原則として歩道とし、その他は車道とする。

(消防水利の能力等)

1. 消防水利は、常時貯水量が 40m³以上または取水可能量が 1.0m³/min 以上で、かつ連続 40 分以上の給水能力を有すること。

(消防水利の構造等)

1. 消防水利の構造は、次に掲げる基準による。
 - 1) 取水点は、消防ポンプ自動車が 3m 以内に接し容易に消火活動ができること。
 - 2) 地盤面から利水までの落差は 4.5m 以下であること。
 - 3) 取水部分の水深は 0.5m 以上とし、取水部分の広さは一辺が 1.0m 以上または直径 1.0m 以上であること。
 - 4) 管投入孔のある場合は、原則として円型としその直径は 0.6m 以上であること。
 - 5) 防火水槽を公園に埋設する場合は、水槽の上部が地面から 0.3m 以上の深さになるよう設置すること。
 - 6) 防火水槽は原則として地下式とし、構造形式は「国が行う補助の対象となる消防施設の基準額」（昭和 29 年総理府告示第 487 号）第 8 条第 1 項に規定するほか、松阪地区広域消防組合設定の設計仕様に基づること。
 - 7) 防火水槽の漏水範囲は、水道水で満たして 72 時間経過後において測定する。引続き 48 時間後に測定した結果、その減増水量が容量の 0.5% 以下であること。
2. 消火栓の規格は次の各号によるものとする。
 - 1) 消火栓の構造、形式、並びに消火水量は第 2 章上水道使用材料による施設基準によるものとする。
 - 2) 消火栓は、呼称 65 口径を有するもので管径 100mm 以上の配水管に取付けるものとする。但し、管網の一辺が 180m 以下となうように配管されている場合においては 75mm 以上の配水

管に設置することができる。管径 100mm/m以下の場合は別途協議により同意を得ること。

(標識)

1. 消防水利には標識を掲げるものとする。
2. 標識の構造、形式は消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）別表第 1 の 4 及び昭和 45 年 8 月 19 日付自治省消防庁通達「消防水利の標識について」による。

(協議)

1. 開発行為に伴う消防水利及び標識の設置等消防に関する事項については開発行為を行う前に松阪地区広域消防組合消防長と協議する。

第 6 章 交通安全

(反射鏡、標識、区画線等)

1. 道路の屈曲部、見通しの悪い交差点、公園、遊園地等の周辺には、道路及び交通の状況に応じて道路反射鏡を設置するものとする。
2. 道路における交通の安全と、円滑な運行をはかるため必要な案内、警戒標識を設置しなければならない。これら道路標識の様式、寸法等は関係法令に定めるところに従うものとする。
3. 区画線の設置は、2車線以上の道路について全てセンターラインを標示する。歩行者の安全を確保するため、車道外側線を配置すること。
4. 全てビーズ入りとし、厚さ1.7mm以上とする。

第 7 章 防 災

(調査)

1. 開発計画にあつては、開発区域及びその周辺の地形、地質、状況並びにその開発の規模に応じて、土質調査、気象調査等を事前に行い、設計施行及び管理の対策をたてること。
2. 調査に当つては、次の各号について考慮するものとする。
 - 1) 開発区域及び開発区域周辺の土地が軟弱な地盤、がけ崩れ、出水のおそれの多い土地でないかどうか、地表踏査によりあらかじめ調査するものとする。過去の災害の有無を調査し、必要に応じ地元関係者の意見を聴取するものとする。

(計画)

1. 防災計画にあつては、開発区域内及び周辺の状況並びに開発規模に応じて次の各号について考慮するものとする。
 - 1) 開発行為の設計が他の関係法令に適合しているとともに、施工法及び工程が、その地形、気象条件等からみて適正に計画されており、必要な防災措置が考慮されているものとする。
 - 2) 施行に際して不慮の土質変化、湧水、地盤の沈下、地盤のバランスの変化、障害物の発掘等があった場合は、その状況に即応して災害の防止に対処できるよう設計者、施工者、両者間の意志の伝達をはかるものとする。
 - 3) 擁壁を必要とする範囲は、盛土部分に生じる高さ 1 m を超えるもの、切土部分に生じる高さが 2 m を超えるもの、切土・盛土を同時に行った部分に生じる高さが 2 m を超えるもの。
 - 4) 擁壁は鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、間知ブロック積み、その他練積み造りのものとしなければならない。
 - 5) 擁壁の構造は、構造計算、実験等によって破壊転倒、沈下、地すべり等に対し安定した構造であること。
 - 6) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため壁面の面積 3.0 m²以内に 1 箇所の水抜き（内径 7.5cm 以上の耐水材料のもの）を、また擁壁の裏面で水抜きの周辺その他必要な場所には、砂利等の透水（最低 30cm 以上の厚みのもの）を設けること。

(その他の技術的事項)

1. 開発行為に関連して工事中の降雨等に対して土砂の流出等のないよう必要な措置をとること。万一工事中止の事態が生じた場合も当該措置ならびに公共施設の機能に支障のないよう、速やかな措置を講ずること。

第 8 章 公園・緑地・広場

共通事項

(定義)

1. 公園

休息・観賞・遊戯・運動・その他レクリエーションの用に供するための施設を設けた公共空地をいう。

2. 緑地

自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地をいう。

3. 広場

歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地をいう。

(設置基準)

1. 開発区域内に設ける公園・緑地・広場は下表「公園設置基準」により配置されなければならない。

「公園設置基準」

開発区域の規模	公園等の面積	配置内容	備考
0.3ha 以上 5 ha 未満	開発区域面積の 3%以上	公園を配置すること（公園規模基準参照）。 ただし別添明和町公園誘致範囲図に示す既設公園誘致範囲と重複する場合は、公園を配置せず緑地・広場を配置することができる	1 予定建築物の用途が住宅以外である場合は、公園、緑地又は広場でもよい。
5 ha 以上		公園を配置すること（公園規模基準参照）。	

- 1) 位置は地形、土質、その他の環境条件の適否を勘案して選定する。
- 2) 公道に接するよう計画しなければならない。
- 3) 自動車交通量の著しい道路等に接する場合は、柵または塀の設置等、利用者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
- 4) 雨水等を有効に排出するための適当な施設が設けられていること。
- 5) 重要文化財、史跡名勝、天然記念物等の文化財がある場合はそれらの保全に努めること。
- 6) 調整池を兼用した公園・広場は原則設置をみとめない。
- 7) 高圧送電線下の土地に設けてはならず、高圧電線塔の敷地を含まないこと。

(境界杭)

1. 公園敷地の境界には、本町の承認を得た規格の境界杭を設置しなければならない。

公 園

(設置基準)

1. 公園等の規模は、開発区域の規模により次に掲げる基準とし0.3ha以上の開発区域の面積に対して3%以上とする。規模の内訳は下表「公園規模基準」に掲げる規模を標準とする。

「公園規模基準」

開発区域の面積	公園の規模内訳
0.3ha～1.0ha 未満	開発面積の3%以上とし1箇所とする。
1.0ha～5.0ha 未満	公園等1箇所の面積は300㎡以上とする。
5.0ha～10.0ha 未満	1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他公園300㎡以上とする。
10.0ha～20.0ha 未満	1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他公園300㎡以上とする。
20.0ha～30.0ha 未満	2,500㎡以上の公園1箇所以上、1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他公園300㎡以上とする。
30.0ha～60.0ha 未満	2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園1箇所以上、その他公園300㎡以上とする。
60.0ha 以上	必要な面積の1/2の公園1箇所、2,500㎡以上の公園2箇所以上、1,000㎡以上の公園2箇所以上、その他公園300㎡以上とする。

(公園の形状)

1. 公園敷地の形状は正方形、長方形等まとまりのある整形をし、著しい狭長、屈曲、複雑な出入口のある形等であってはならない。

(排水施設)

1. 公園内の排水施設には次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - 1) 公園内には、雨水その他の地表水及び汚水を排除するために必要な排水施設を設置すること。
 - 2) 管渠は、その勾配及び断面積が排除すべき地表水または汚水を支障なく流下させることができるものであるとともに、維持管理上支障のない規格構造とすること。
 - 3) 公園内の土砂等が公園外に流出しないよう施設を整備すること。

(出入口)

1. 公園の出入口は次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - 1) 公園出入口は公園利用者のために適切な位置、箇所数、構造を備えているとともに、災害時の避難場所として効用を考慮して設置すること。
 - 2) 公園には出入口を2箇所以上設けること(1,000㎡以上の公園)。
 - 3) 公園の出入口は少なくとも1箇所は自動車が出入りできる構造とすること。
 - 4) 公園の出入口の位置を道路の曲面から5.0m以内にしないこと。
 - 5) 公園の出入口には人がぶつかってもよい材質で取り外しが可能な門柱及び車止めを設けること。
 - 6) 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいた構造とすること。

(舗装)

1. 公園内の舗装は、下表「公園内の舗装基準」に掲げる舗装を標準とする。

「公園内の舗装基準」

舗装箇所	舗装に求める強度及び性能	舗装材例
出入口・管理通路	道路の交通量区分N1相当の強度	As・Co・平板・ILB・土系特殊舗装
園路	道路の歩道に準ずる強度	土系特殊舗装・ゴムチップ舗装・ILB
広場（休憩所等）	道路の歩道に準ずる強度	平板・ILB・土系特殊舗装
広場（遊び広場等）	弾性で排水及び防塵性がある	ダスト（特殊）・土系特殊舗装
公園施設付近	弾性のある舗装	ダスト（特殊）・土系特殊舗装・ゴムチップ舗装
公園施設（遊具等）直下	衝撃吸収性・耐久性	ゴムチップマット・ゴムチップ舗装

(植栽基準)

1. 公園面積の5%以上を植栽をすることを基準とする。
2. 300㎡未満の公園については、低木を植栽すること。樹木の規格と樹木の面積割合は下表に示す。

「樹木の規格」

高木とは、3.0m～5.0mの樹木をいう。
中木とは、1.5m～3.0m未満の樹木をいう。
低木とは、0.3m～1.5m未満の樹木をいう（地被類を含む）。

「樹木の面積割合」

種類	規格	面積
高木	2.0m×2.0m	4.00㎡
中木	1.5m×1.5m	2.25㎡
低木	1.0m×1.0m	1.00㎡

3. 中・高木は原則として生育後の樹冠が互いに重複しないような間隔と境界沿いにおいては、生育後に樹木が境界を越境しないよう考慮した植栽位置を決定する。

中高木の植栽間隔（生育後の状況を考慮した場合の主な中・高木の植栽間隔の目安）

種別	細別	植栽間隔	図面表示の直径	主な樹木
高木	大橋木	15m	12m	イチョウ・ケヤキ・シダレザクラ・ソメイヨシノ・トチノキ・クスノキ・スダジイ・タブノキ・ヒマラヤスギ
	中橋木	9m	8m	イヌシデ・イロハモミジ・カツラ・クヌギ・コナラ・コブシ・ナンキンハゼ・ハナミズキ・ヤマボウシ・シラカシ・ホソバタイサンボク・ヤブニッケイホルトノキ・マテバシイ
	小橋木	6m	4m	ウメ・エゴノキ・オカメザクラ・かりん・サルスベリ・ザクロ・シデコブシ・ナツツバキ・アラカシ・サンゴジュ・ユズリハ・ヤマモモ
中木		4m	3m	カイドウ・タニウツギ・トサミズキ・ニシキギ・マユミ・ムクゲ・ムラサキシキブ・ミツバツツジ・イヌツゲ・ウバメガシ・カクレミノ・ヒイラギ・ヒイラギモクセイ・ベニカナメモチ・レッドロビン

4. 植栽する樹木の選定は、周辺環境の条件を考慮し、潮風、土壌、害虫についての対策を検討し、

決定すること。

5. 植栽地の客土は、良質な購入土とする。
6. 公園内の樹木は、移管された日より1年間の枯補償とする。

(施設基準)

1. 公園の整備に関しては、下表に掲げる「遊戯施設等の設置基準」を基準として整備を行わなければならない。

「遊戯施設等の設置基準」

	単位	250 m ² 未満	250 m ² 以上 500 m ² 未満	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	1,500 m ² 以上 2,500 m ² 未満
遊具類	種数		1以上	2以上	3以上	4以上
ベンチ	基	1以上	2以上	3以上	4以上	5以上
休息所	箇所				1	1
照明 施設	基			1	2	3
手洗場	箇所				1	1

2. 公園施設における遊具の選定及び設置は、「都市公園の遊具における安全確保に関する指針」(国土交通省)に基づき策定した「遊具の安全に関する基準(案)」(日本公園施設業協会)に準ずるものとする。
3. 照明施設は、下表に掲げる「公園照明施設仕様」を基準とし、土地の形状や施設・植栽等の配置を考慮した上で効率的に配置すること。

「公園照明施設仕様」

平均照度	4.0lx
上方光束比	10%未満
消費電力	180w/基以下
平均演色性数	60Ra~80Ra
照明柱	アルミ・ステンレス
点滅方式	自動点滅方式
配線	地中

4. 公園名公園等の設計並びに整備の具体的内容については、公園管理者と協議すること。

(図面)

1. 協議に必要な図面

①計画平面図 ②縦横断面図 ③場内排水施設 ④各施設詳細図 ⑤植栽配置図

(資料)

1. 完成後提出する資料

①完成平面図 ②完成後の写真 ③造成中の工事写

緑 地

(規模形状)

1. 緑地の規模形状基本は、目的により次の事項を考慮して計画すること。
 - 1) 現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地は、その規模、特性等を総合的に勘案して適切な規模を定めること。
 - 2) 主として緩衝の用に供する緑地は、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じ周辺の土地利用、交通状況、都市施設の配置等を総合的に勘案して必要な規模を定めること。
 - 3) 緑道については、快適安全な通行、散策、休養等に資する園路及び植栽による修景、パーゴラ等の施設が確保できる幅員及び延長を定めること。

(配置)

1. 緑地の配置基本は、目的により次の事項を考慮して計画すること。
 - 1) 現に存する樹林地等の保全を目的とする緑地は、良好な自然的環境を形成する樹林地、水域及び水辺地、草地、湿地、岩石地、貴重な動植物の自生地、生息地、飛来地、分布地及び文化的遺産の分布地等の土地に配置すること。
 - 2) 主として緩衝の用に供する緑地は、工業地、幹線道路、鉄軌道、供給処理施設等と住宅地、商業地等が隣接する地域において、公害の緩和、災害の防止等の目的に応じた緩衝地帯として有効に機能しうよう配置すること。
 - 3) 緑道については公園、広場、駅及び学校、商業地及び避難地等を相互に連絡し、又は河川、水路及び道路等に沿った快適安全な通行・散策路等として、併せて災害時における避難誘導路として有効に機能しうよう配置すること。

(排水施設)

1. 緑地内の排水施設は、自然的環境が保たれることを基本に次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - 1) 緑地内には、雨水その他の地表水及び汚水を排除するために必要な排水施設を設置すること。
 - 2) 管渠は、その勾配及び断面積が排除すべき地表水または汚水を支障なく流下させることができるものであるとともに、維持管理上支障のない規格構造とすること。
 - 3) 土砂流出対策の施設を整備すること。

(出入口)

1. 緑地の出入口は、自然的環境が保たれることを基本に次の各号に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - 1) 緑地出入口は利用者のために適切な位置、箇所数、構造を備えているとともに、災害時の避難場所として効用を考慮して設置すること。
 - 2) 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づいた構造とすること。

(管理者との協議)

1. 緑地の具体的な計画は配置、規模、設計整備を公園管理者と協議し決めなければならない。

(図面)

1. 協議に必要な図面
 - ①計画平面図
 - ②縦横断面図
 - ③場内排水施設
 - ④各施設詳細図
 - ⑤自然環境配置図

(資料)

1. 完成後提出する資料

- ①完成平面図 ②完成後の写真 ③造成中の工事写真

広 場

(施設基準)

1. 広場の基準は、目的とする施設の内容により基準が異なるので、それぞれの施設種別により関係各課と協議し決定するものとする。

(図面)

1. 協議に必要な図面

- ①計画平面図 ②縦横断面図 ③場内排水施設 ④各施設詳細図

(資料)

1. 完成後提出する資料

- ①完成平面図 ②完成後の写真 ③造成中の工事写真

明和町公園誘致範圍圖



第 9 章 放流水質・保全

(汚水処理施設の位置及び放流場所)

1. 汚水処理施設の位置は、上水道水源、農業用水及び地下水などの汚染するおそれのない場所、並びに苦情の生ずるおそれのない場所を選定すること
2. 処理水の放流等に起因して生ずる紛争は、すべて事業者の責任において解決しなければならない。

(放流水質)

1. 放流水の水質の基準は協議による。
2. 水質汚濁防止法、浄化槽法、下水道法を遵守すること。

第 10 章 ごみ集積施設

(ごみ集積所)

1. ごみ集積所の設置は、次の定めるところによる。
 - 1) 収集車へごみを積込み作業中、他の交通の妨げにならない場所に設置すること。
 - 2) 急な坂道、段差のない整地された場所に設置すること。
 - 3) 間口幅は3 m以上で施工すること。

(リサイクルステーション)

1. 今後、自治会設立が見込まれる場合、リサイクルステーション設置のための用地を確保すること。
設置基準については、明和町リサイクルステーション設置要綱によるものとする。

第 11 章 自治会施設

(広報施設)

1. 事業者は、開発区域の位置及び周辺住宅地との状況を勘案し、開発区域に自己の負担をもって次に掲げる広報板を設置するものとする。
 - 1) 設置場所及び設置数は開発区域の状況により町長が定める。
 - 2) 広報板はコンクリート基礎で腐食しない素材のものとし、掲示板部分の寸法が概ね横 120cm×縦 90cm のものとする。
2. 事業者は、前項による広報板の設置場所については、広報及び案内に適した位置を町と協議により定め、設置に必要とする用地については、町に無償で提供するものとする。

(集会所)

1. 集会所の設置は、次の定めるところによる。
 - 1) 計画戸数がおおむね 50 戸以上の集団住宅を建設するとき。
 - 2) 1 自治会 1 集会所の割合とする。
 - 3) 集会所の敷地面積は計画戸数に 3 m²を乗じた面積以上とする。
 - 4) 集会所の位置は中央に近い公園の隣接地とする。
 - 5) 建築面積、構造は各担当課と充分協議を行うものとする。

第 12 章 文化財

(事前調査)

1. 事業者は、開発にあたって開発計画区域に周知の埋蔵文化財包蔵地等の文化財が所在しているか事前に十分調査すること。

(協定書等)

2. 事業者は、明和町に対し「埋蔵文化財の有無についての確認願」を提出するとともに、文化財の保護措置に関する協定書を手交すること。

(埋蔵文化財包蔵地)

3. 事業者は、開発計画区域が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる場合、文化財保護法、三重県文化財保護条例、明和町文化財保護条例の規定を遵守し、事前に必要な届出等を行うこと。

(工事中の注意点)

4. 事業者は、工事中に埋蔵文化財と認められるものを発見したときは、その現状を変更することなく、遅滞なく明和町の文化財部局に届け出てその指示に従うこと。

(調査結果報告)

5. 調査結果報告書については、開発許可申請書に添付すること。

